

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)
オリンピック・クオリフィケーション統一運用ルール
国際競技会派遣選手選考規程 関連運用ルール

(目的)

第1条 本ルールは、IF が定めるオリンピック・クオリフィケーション規程、その他代表選考及び派遣に関連する国際競技規程の確認、解釈、照会、審議、承認及び記録保存に関する統一的な運用を定めることにより、JBLSF としての判断の正確性、透明性、公平性及び説明可能性を確保することを目的とする。

2 本ルールは、IF 規程の誤読又は誤解釈に起因する選考・派遣上のミスを防止し、国際競技会派遣選手選考規程、競技別選考基準及び代表選考基準の適正な運用に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本ルールは、オリンピック及びユースオリンピックの代表選考に関し、JBLSF が策定又は承認する選考基準及びその前提となる IF 規程の確認業務に適用する。

2 前項のほか、世界選手権、ワールドカップ、ジュニア世界選手権、ユースオリンピック出場資格獲得大会その他主要国際大会の代表選考又は派遣に関し、HP 本部会が必要と認め、理事会が承認する場合に準用することができる。

3 本ルールは、国際競技会派遣選手選考規程、競技別選考基準、私的海外活動及び国際ライセンス申請規程その他関係規程と一体として運用する。

(基本原則)

第3条 IF 規程の解釈は、担当者個人の判断のみによって確定してはならない。

2 最新版原文の取得、版管理、共同読解、疑義照会、HP 本部会審議、理事会承認及び記録保存は、一連の統一運用として実施しなければならない。

3 IF への照会結果その他の判断根拠は、後日検証できる形で保存しなければならない。

4 翻訳、要約又は口頭説明により判断する場合であっても、最終的な確認は IF 規程の原文及び IF からの公式回答に基づいて行う。

5 疑義が残る場合は、選考又は派遣に不利益な影響が生じる前に、IF 又は関係機関へ公式照会を行うものとする。

(確認対象)

第4条 本ルールに基づき確認する主な対象は、次のとおりとする。

- (1) 出場資格、年齢条件、国籍要件、登録要件及びライセンス要件
- (2) クォータ、ランキング、ポイント、ランキング対象期間及び出場枠の配分方法
- (3) NOC、NF、選手、チーム、コーチ又はスタッフに求められる手続及び期限
- (4) エントリー、選手交代、繰上げ、辞退、再配分及び補欠に関する規則
- (5) IF、JOC、主催者その他関係機関への照会、回答、提出書類及び提出期限

(6)代表選考基準、競技別選考基準、派遣方針及び理事会付議資料に反映すべき事項

(7)その他 HP 本部会又は理事会が必要と認める事項

(役割分担)

第5条 本ルールに基づく主な役割分担は、次表のとおりとする。

区分	主な役割
International Relations Officer (国際担当)	IF 規程原文の取得、版管理、要点整理、公式照会、回答保存、国際情報共有
HPAD・担当コーチ	競技面からの共同読解、出場資格・派遣基準・競技別選考基準との整合確認
HPD	全体統括、HP 本部会への付議、理事会への上申、重要論点の整理
HP 本部会	統一解釈、選考基準との整合性、論理性、公平性及び説明可能性の審議
理事会	代表選考基準、競技別選考基準、重要な統一解釈及び本ルールの改廃の最終承認
事務局 PMO	会議設定、資料管理、保存先管理、承認ログ及び通知記録の管理

(運用手順)

第6条 本ルールに基づく運用手順は、次の各号による。

(1)最新版の取得及び版管理 国際担当は、対象となる最新の IF 規程原文を取得し、受領日、版数、発出主体、入手経路、対象大会、対象シーズンその他必要事項を記録しなければならない。

(2)共同読解及び統一解釈の整理 国際担当、HPD/HPAD、担当コーチその他必要な者は、定員、出場資格、獲得条件、ランキング期間、提出期限その他の重要項目について共同で原文を確認し、JBLSF としての統一解釈案を文書化しなければならない。

(3)疑義事項の公式照会 確認において疑義又は解釈の余地が残る場合、担当者単独で解釈を確定してはならない。国際担当は、HPD 又は HPAD の確認を経て、必要に応じて IBSF、FIL、JOC、主催者その他関係機関に対し、英文その他適切な方法により公式照会を行い、その回答を保存しなければならない。

(4)HP 本部会審議 HP 本部会は、統一解釈案、照会結果、選考基準案及び派遣方針との整合性、論理性、公平性及び説明可能性を審議する。

(5)理事会承認 代表選考基準、競技別選考基準、派遣方針又は選考結果に影響する重要な事項は、HPD が HP 本部会の審議結果を踏まえて理事会へ上申し、理事会の承認を受ける。

(6)記録保存及び共有 事務局又は事務局 PMO は、関係資料を所定の保管先に保存し、必要な関係者へ共有する。

(緊急時又は期限切迫時の取扱い)

第 7 条 IF 規程の解釈又は照会に関し、提出期限、エントリー期限、選手交代期限その他の期限が切迫している場合であっても、担当者個人の判断のみで最終解釈を確定してはならない。

2 期限切迫時は、HPD、HPAD、国際担当及び事務局長の間で速やかに暫定確認を行い、必要に応じて会長へ報告する。

3 前項に基づき暫定対応を行った場合、HPD は速やかに HP 本部会及び理事会へ報告し、必要な追認又は是正措置を受けるものとする。

(記録保存及び知識共有)

第 8 条 次に掲げる資料は、JBLSF の所定の保管先に保存し、後任者が参照できる状態で継続管理しなければならない。

(1)IF 規程原文及びその版管理記録

(2)共同読解に係る確認記録及び統一解釈文書

(3)IF、JOC、主催者その他関係機関への照会文及び回答

(4)HP 本部会の審議メモ及び上申事項

(5)理事会の承認記録

(6)選考基準、競技別選考基準及び派遣方針の改訂履歴

(7)過去の失敗事例、留意事項、再発防止策及び引継資料

(8)その他、後日検証又は説明に必要な資料

(選考基準及び競技別選考基準との接続)

第 9 条 本ルールに基づき確認した IF 規程の統一解釈は、必要に応じて、国際競技会派遣選手選考規程、競技別選考基準、代表選考基準、派遣方針、理事会付議資料及び選手向け説明資料に反映する。

2 IF 規程の改訂又は公式照会の回答により、既存の選考基準、競技別選考基準又は派遣方針の内容を変更する必要があるが生じた場合、HPD は HP 本部会に付議し、理事会の承認を受けるものとする。

3 選手への説明又は公表にあたっては、他の選手の個人情報、チーム戦略その他公開に適さない事項を除き、判断根拠及び確認過程を合理的な範囲で説明できるようにする。

(利益相反及び確認の独立性)

第 10 条 本ルールに基づく確認、審議又は承認に関与する者が、特定の選手、所属団体、コーチ、スタッフその他関係者との間で利害関係を有する場合、当該者は、当該事項の審議又は決定から除外されることがある。

2 選考結果又は派遣判断に重要な影響を及ぼす IF 規程の解釈については、可能な限り複数名による確認を行う。

(改廃)

第 11 条 本ルールの改廃は、HP 本部会の審議を経て、理事会の決議により行う。

2 IF 規程の改訂、運用上の必要又は再発防止上の必要が生じた場合、国際担当は、HPD 及び HPAD と

協議のうえ見直し案を作成し、HP 本部会に付議する。

附則

- 1 本ルールは、2026 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 本ルールの施行前に作成されたオリンピック・クオリフィケーション、IF 規程確認、公式照会及び代表選考基準に関する資料は、別段の定めがない限り、本ルールに基づく記録として承継する。
- 3 2026 年 7 月 29 日 一部改定
- 4 2026 年 6 月 1 日以後に取得又は作成された IF 規程原文、版管理記録、共同確認記録、公式照会文及び IF からの回答は、本ルールに基づく記録として引き継ぐ。
- 5 本ルールは、その施行前に確定した代表選考又は派遣決定を遡って変更するものではない。
- 6 本ルールの改廃は、HP 本部会の審議を経て、理事会の決議により行う。